

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長 (国税 25) (法人税：義 所得税：外) (地方税 25) (法人住民税：義)
2	要望の内容	<p>企業（個人事業主を含む。）が障害者自立支援法の就労継続支援事業者等に対する発注額を前年度より増加させた場合に、一定の期間内に行った固定資産について、上限の範囲内で当該増加額と同額の割増償却を認める措置（固定資産の普通償却限度額の 30%を限度）を、平成 25 年度以降も延長する措置（5 年間の延長）を講ずるとともに、適用となる働く場に在宅就業障害者等を加える。</p> <p>※（現行）就労継続支援事業者等 ここでいう就労継続支援事業者等とは、障害者自立支援法における就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A 型・B 型）、生活介護事業所、障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援（B 型）を行う事業所）、地域活動支援センター並びに障害者雇用促進法の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所</p>
3	担当部局	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度税制改正要望において、障害者の「働く場」に対する発注等促進税制の創設として要望し、要望内容・適用期間を修正の上、認められた。平成 22 年度には、障害者の範囲の拡大（重度及び精神障害者以外の障害者である短時間労働者を追加）を行っている。
6	適用又は延長期間	5年間の時限措置とする。 ・ 企業(法人)：平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ・ 個人事業主：平成 26 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 障害者自立支援法（平成 25 年 4 月 1 日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）や障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に鑑み、働く意欲や能力のある障害者の就労を支援する。</p> <p>障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。</p> <p>就労継続支援事業所等で働く障害者の工賃は、非常に低い水準に留まっており、これを引き上げることが重要な課題の一つとなっている。（注 1・注 2）</p> <p>現在、障害者自立支援法や工賃向上計画に基づき、就労継続支援事業所等や事業所等で働く障害者に対する支援を推進してきているところであるが、より効果的に工賃引き上げを図るためには、引き続き、一般企業に対する働きかけを強化する発注促進税制の仕組みが必要</p>

		<p>である。</p> <p>また、平成 23 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.65%であり、法定雇用率の 1.8%を下回っていることから、障害者雇用をより促進するため、引き続き、一般企業に対する働きかけを強化する発注促進税制の仕組みが必要である。（注）</p> <p>本年 6 月に成立した国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達推進法）では、国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとされている。</p> <p>（注 1）「日本再生戦略」（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）では、2020 年度までの目標として、「障がい者実雇用率 2.0%、国における障がい者就労施設等への発注拡大 8 億円」を掲げている。</p> <p>（注 2）平均工賃の推移</p> <table border="1" data-bbox="686 761 1005 907"> <tr> <td>平成19年度</td> <td>12,600円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>12,587円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>12,695円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>13,079円</td> </tr> </table> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 200px;">※平均工賃は、工賃倍増5か年計画対象施設（就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設及び小規模通所授産施設）の平均工賃</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用促進法第 43 条（一般事業主の雇用義務等） ○ 障害者雇用促進法第 46 条（一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画） ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律附則第 3 条（税制上の措置） ○ 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針 	平成19年度	12,600円	平成20年度	12,587円	平成21年度	12,695円	平成22年度	13,079円
平成19年度	12,600円									
平成20年度	12,587円									
平成21年度	12,695円									
平成22年度	13,079円									
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策大目標 3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p style="margin-left: 20px;">3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること</p> <p style="margin-left: 20px;">1-2 障害者の雇用を促進すること</p>								
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定雇用率 2.0%の達成 ・ 工賃向上計画に基づく目標工賃（集計中）の達成 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「障害者雇用状況報告」（年 1 回実施）による、民間企業における障害者の実雇用率</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成 23 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用</p>								

			率は1.65%と、法定雇用率1.8%を依然として下回っている。しかし、雇用障害者数は8年連続で増加している状況であり、当該特例措置は、一般企業による就労継続支援事業者等との取引を促進し、支援事業所の取引金額を増加させることに対するインセンティブを付与することで、障害者雇用の維持・拡大に寄与している。
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	平成24年度減収額（見込み） 集計中 平成23年度減収額 1,776百万円 平成22年度減収額 1,280百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年6月1日） 雇用障害者数は8年連続で過去最高となっているが、平成23年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.65%と法定雇用率には届いていない状況。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年6月1日） 当該税制措置の適用の効果もあり、雇用障害者数は8年連続で過去最高となっているが、平成23年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.65%と法定雇用率には届いていない状況。 平成20年6月1日～平成23年6月1日の間に特例子会社数は242社から319社に増加しており、特例子会社における雇用障害者数も11,960.5人から16,429.5人に増加している。特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所は、一定割合の障害者を雇用することを要件としていることから、障害者の雇用を創出する場として重要な役割を果たしているが、重度障害者を雇用することは、多額の設備投資を要するなど負担が大きい。そこで本措置により、発注側に対し、就労継続支援事業者等との取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、これらの企業への発注が拡大され、経営基盤が安定し、障害者雇用の創出に貢献している。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成23年6月1日） 平成23年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.65%であり、政策目標である法定雇用率1.8%を下回っている。 租税特別措置が延長されない場合、就労継続支援事業者等との取引、取引金額が減少し、結果として就労継続支援事業者等における工賃の減少や雇用が失われるおそれがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成23年6月1日） 雇用障害者数は8年連続で増加しているが、平成23年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.65%であり、法定雇用率1.8%を下回っている状況。 平成20年6月1日～平成23年6月1日の間に特例子会社数は242社から319社に増加しており、特例子会社における雇用障害者数も</p>

			<p>11,960.5人から16,429.5人に増加している。特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所は、一定割合の障害者を雇用することを要件としていることから、障害者の雇用を創出する場として重要な役割を果たしているが、重度障害者を雇用することは、多額の設備投資を要するなど負担が大きい。そこで本措置により、発注側に対し、就労継続支援事業者等との取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、これらの企業への発注が拡大され、経営基盤が安定し、障害者雇用の創出に貢献している。</p> <p>障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念を実現するためには、安定した工賃や収入の確保、雇用の促進が必要になる。</p> <p>また、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）においては障害者を含む「全員参加型社会」の実現に向けて取り組んでいるところであり、税制、助成金等あらゆる手段を講じて対策を推進していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>就労継続支援事業者等へ発注する企業に対して補助金を支給することとした場合、数ある一般企業から就労継続支援事業者等への発注額は予測できないことから、予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。就労継続支援事業者等は全国にあり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>障害者を多数雇用する事業主に対する税制上の支援措置として「障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却（所得税・法人税）」、「心身障害者を多数雇用する事業所等に係る軽減措置（不動産取得税・固定資産税）」、「心身障害者を多数雇用する事業所等に係る課税標準の特例措置（事業所税）」がある。</p> <p>また、障害者を多数雇用することを要件として、施設整備等に対する支援を行う助成金として「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」等がある。</p> <p>これらの税制上の支援措置及び助成金は、事業主の税負担の軽減や設備投資に係る負担軽減を目的としている。しかし、そもそも安定的な仕事確保できなければ、これらの事業所の存続自体が危ぶまれることとなるため、発注側である一般企業に対する施策を講じることが重要である。そこで本税制措置により、発注側の企業に対し、就労継続支援事業者等との金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、就労継続支援事業者等における障害者雇用の維持・拡大を図る必要がある。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>障害者基本法第6条では、国及び地方公共団体の責務として「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。」とされている。</p> <p>障害者雇用に関しては、①地方公共団体には障害者雇用の促進に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を行う責務が課されていること（障害者雇用促進法第6条）、②障害者支援に係る費用は地域社会に</p>

		<p>においても平等に負担すべきこと等から、地方税においても、就労継続支援事業者等に対する障害者の雇用の促進を図ることが必要である。当該税制上の特例措置を全国一律に適用させることにより、一般企業による就労継続支援事業者等との取引を促進し、取引金額を増加させることに対するインセンティブを付与することで、就労継続支援事業者等における障害者雇用の維持・拡大につながる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—